

宮城県公報

行 政 部
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○行政不服審査法第八十一条第一項に規定する機関の事務の受託	(私学文書課)	一
○消費生活センターの設置	(消費生活・文化課)	二
○青少年健全育成条例に基づく団体の指定	(共同参画社会推進課)	二
○救急医療機関の撤回の届出	(医療整備課)	三
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	三
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	三
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	四
○宮城県農業大学の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	(農業振興課)	四
○飼料試験結果の公表	(畜産課)	四
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	七
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	八
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	八
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	八
○証紙売りさばき業務の廃止の届出	(会計課)	九
○開発行為に関する工事の完了(三件)	(建築宅地課)	九

ページ

企 業 局

教育委員会

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)

○公印の廃止及び新調

選挙管理委員会

○宮城県選挙管理委員会委員長の就任

○宮城県選挙管理委員会委員長職務代理者の指定

○公職選挙法第二百六十六条の規定により準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による提出書類等の閲覧及び写し等の交付に関する規程の制定について

○政治資金規正法第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部改正について

○宮城県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨

○少年指導委員の委嘱

公安委員会

○宮城県告示第三百四十七号

告 示

県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、次の市町村、一部事務組合及び広域連合の行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第八十一条第一項に規定する機関の事務を次の規約により受託した。

平成二十八年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 市町村、一部事務組合及び広域連合

- 塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町、色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合、吉田川流域溜池大和町外二市四ヶ町村組合、大衡村外一町牛野ダム管理組合、白石市外二町組合、黒川地域行政事務組合、亘理名取共立衛生処理組合、宮城東部衛生処理組合、宮城県市町村職員退職手当組合、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合、石巻地区広

域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亶理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、石巻地方広域水道企業団、宮城県市町村自治振興センター、加美郡保健医療福祉行政事務組合、みやぎ県南中核病院企業団、宮城県後期高齢者医療広域連合

一 規約

何々市町村一部事務組合と宮城県との間の行政不服審査法第八十一条第一項に規定する機関の事務の委託に関する規約

(第三者機関の事務の委託)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定により、

何々市町村一部事務組合(以下「甲」という。)は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)広域連合(以下「乙」という。)

第八十一条第一項に規定する機関(以下「第三者機関」という。)の事務を宮城県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第二条 第三者機関の事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(委託事務に要する経費の負担等)

第三条 第一条の規定により乙が委託を受けた事務の処理に要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、甲と乙とが協議して定める。

(補則)

第四条 宮城県知事は、第三者機関の事務の管理及び執行に関する乙の条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに甲の長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、第三者機関の事務の委託に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成二十八年四月一日から施行する。

○宮城県告示第三百四十八号

消費生活条例(昭和五十一年宮城県条例第十四号)第二十九条の二第一項の規定により消費生活センターを設置したので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月一日

名称、住所、消費生活センターの事務を行う日及び時間
宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	住 所	事務を行う日及び時間
宮城県環境生活部消費生活・文化課(宮城県消費生活センター)	仙台市青葉区本町三丁目八番一号	平日 午前九時から午後五時まで 土曜日及び日曜日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日及び年末年始の休日を除く。) 午前九時から午後四時まで
宮城県大河原地方振興事務所(宮城県大河原地方振興事務所県民サービスセンター)	柴田郡大河原町字南百二十九番一号	平日 午前九時から午後四時まで
宮城県北部地方振興事務所(宮城県北部地方振興事務所県民サービスセンター)	大崎市古川旭四丁目一番一	平日 午前九時から午後四時まで
宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所(宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所県民サービスセンター)	栗原市築館藤木五番一号	平日 午前九時から午後四時まで
宮城県東部地方振興事務所(宮城県東部地方振興事務所県民サービスセンター)	石巻市東中里一丁目四番三十二号	平日 午前九時から午後四時まで
宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所(宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所県民サービスセンター)	登米市迫町佐沼字西佐沼百五十番五号	平日 午前九時から午後四時まで
宮城県気仙沼地方振興事務所(宮城県気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター)	気仙沼市赤岩杉ノ沢四十七番六号	平日 午前九時から午後四時まで

備考

一 年末年始の休日とは、宮城県の休日定める条例(平成元年宮城県条例第十号)第一条第一項第三号に規定する日をいう。

二 平日とは、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに年末年始の休日を除いた日をいう。

○宮城県告示第三百四十九号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第二項第三号の規定により、次のとおり団体を指定した。

平成二十八年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 団体の名称及び主たる事務所の所在地
一般社団法人日本コンテンツ審査センター

二 指定年月日
平成二十八年四月一日

三 指定の理由

1 一般社団法人日本コンテンツ審査センター（以下「センター」という。）は、映像ソフトウェア等の企画、製作、販売を行う事業者で構成する団体であり、青少年健全育成条例第十八条第二項第三号に規定する映像等記録媒体の製作又は販売を行う者で構成する団体に該当する。

2 センターが行う映像等記録媒体の審査に係る倫理規定及び審査基準が有害図書類に係る青少年健全育成条例の目的達成上適切であり、かつ、当該審査を確実に実施できる能力を有していると認められる。

○宮城県告示第三百五十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により認定した次の救急医療機関の開設者から、平成二十八年三月三十一日をもって救急業務協力の申出を撤回する旨届出があった。

平成二十八年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地
NTT東日本東北病院	仙台市若林区大和町二一二十九一

○宮城県告示第三百五十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十八年三月十七日次の者を指定した。

平成二十八年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地

中野 磨	泌尿器科	医療法人寶樹会 仙塩利府病院	宮城県郡利府町青葉台二丁目二百八号
竹内 陽一	内 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
菅野 俊雄	眼 科	涌谷町国民健康保険病院	遠田郡涌谷町涌谷字中江南二百七十八番地
新宅 一郎	泌尿器科	医療法人社団 仙石病院	東松島市赤井字台五十三番七号

○宮城県告示第三百五十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十八年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
八卷 孝之	外 科	医療法人寶樹会 仙塩利府病院	宮城県郡利府町青葉台二丁目二百八号	宮城県郡利府町森郷字新太子堂五十一番	
櫻田 正壽	外 科	南三陸病院	本吉郡南三陸町志津川字沼田十四番三号	公立志津川病院	本吉郡南三陸町志津川字潮見町十五番
西澤 匡史	内 科	南三陸病院	本吉郡南三陸町志津川字沼田十四番三号	公立志津川病院	本吉郡南三陸町志津川字潮見町十五番
鈴木 隆	整形外科	南三陸病院	本吉郡南三陸町志津川字沼田十四番三号	公立志津川病院	本吉郡南三陸町志津川字潮見町十五番
白井 修一	泌尿器科	医療法人社団船岡今野病院	柴田郡柴田町船岡中央二丁目五番十六号	医療法人社団仙石病院	東松島市赤井字台五十三番七号

○宮城県告示第三百五十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十八年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	野口 健一	診療科目	内 リハビリテ シ ン科	所属医療機関の名称	医療法人社団健育会石巻健育会 病院	所属医療機関の所在地	石巻市大街道西三丁目三番二十 七号
	熊坂 明彦		内 リハビリテ シ ン科		仙台リハビリテーション病院	黒川郡富谷町成田一丁目三番一 号	
	大山 秀樹		脳神経外科		医療法人社団 仙石病院	東松島市赤井字台五十三番七号	

○宮城県告示第三百五十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一〇二〇〇五九六	事業所の名称及び所在地	デイサービスセンター 1桜・さくら 石巻市水押二丁目九 番四号 市営住宅四 号棟十	指定障害福祉サ ビスの種類	生活介護	設置者名	社会福祉法人 夢みの里	指定年月日	平成二十八年 四月一日
	〇四一二二〇〇三七一		在宅障害者多機能支 援施設ラポール登 米 登米市迫町新田字対 馬五十一番七		生活介護（生活 自立訓練） 就労移行支援 就労継続支援A 型 就労継続支援B 型		社会福祉法人 ふれあいの里	平成二十八年 四月一日	

○宮城県告示第三百五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一二四〇〇一五三	事業所の名称及び所在地	医療法人社団健育会 ひまわりデイサービス センター 東松島市赤井字八反 谷地一〇〇番地五	廃止する指定障害 福祉サービスの種類	自立訓練（機能 訓練）	設置者名	医療法人社団 健育会	廃止年月日	平成二十八年 三月三十一日
-------	------------	-------------	--	-----------------------	----------------	------	---------------	-------	------------------

○宮城県告示第三百五十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により、宮城県農業大学校の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成二十八年三月十五日次のとおり委託した。

平成二十八年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

名取市田高字原三百八十九番地
株式会社ヨークベニマル名取西店

二 委託期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百五十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十七年八月から十二月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十八年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査
平成27年11月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年(月)	試験項目													違反の有無及び違反の内容
石巻魚糧工業株式会社 石巻市	同左	魚粉	イナホ・フイツシユミール63	H27.10	重金属-鉛, 水銀, カドミウム	粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	ペプト消化率 %	TDN %	ME kcal/kg	その他 の検査	違反の内容
大協物産株式会社 長浜事業所 石巻市	同左	魚粉	60%フイツシユミール	H27.10	重金属-鉛, 水銀, カドミウム	粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	ペプト消化率 %	TDN %	ME kcal/kg	その他 の検査	違反の内容
協同フイツシユミール工業株式会社 石巻事業所 石巻市	同左	魚粉	65%フイツシユミール	H27.10	重金属-鉛, 水銀, カドミウム	粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	ペプト消化率 %	TDN %	ME kcal/kg	その他 の検査	違反の内容
塩釜水産飼料株式会社 塩釜市	同左	魚粉	60%フイツシユミール	H27.11	重金属-鉛, 水銀, カドミウム	粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	ペプト消化率 %	TDN %	ME kcal/kg	その他 の検査	違反の内容
株式会社稲井塩釜工場 塩釜市	同左	魚粉	60%イナホフイツシユミール	H27.11	重金属-鉛, 水銀, カドミウム	粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	ペプト消化率 %	TDN %	ME kcal/kg	その他 の検査	違反の内容
松崎精麦株式会社 松島町	同左	大麦	飼料用外国産大麦	H27.11	重金属-鉛, 水銀, カドミウム	粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	ペプト消化率 %	TDN %	ME kcal/kg	その他 の検査	違反の内容

栄養成分に関する検査
平成27年8月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年(月)	試験結果の概要													違反の内容	
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	ペプト消化率 %	TDN %	ME kcal/kg	その他 の検査			
株式会社サイボク飼料 栗原市	同左	肥育用1	H27.8	13.12	3.90	1.125	0.420	2.92	3.76									

平成27年11月収去

平成27年12月収去

フアイード・ワン株式会社 石巻工場 石巻市	同左	フアイード・ワンレイヤール	H27.11	17.16	6.03	4.713	0.775	3.04	14.06									
	同左	フアイード・ワンルチナラソ	H27.11	15.69	4.59	0.808	0.534	4.29	5.61									

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試 験 結 果 の 概 要														違反の内容
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 塩基性 窒素%	水溶性 窒素 %	ペクチン 消化 率 %	T D N %	M E kcal/ kg	その他 の検査			
石巻飼料株式会社 石巻市	同左	雅	H27.12	17.53	2.84	0.843	0.733	6.22	6.18									
IA全農北日本くみ あい飼料株式会社石 巻工場 石巻市	同左	くみあい配合飼料 たまご工房DX	H27.12	18.88	5.02	5.398	0.720	2.88	13.3									
清水港飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	くみあい配合飼料 ケラソンデール72 ばく麦 和牛繁殖用	H27.12	15.78	3.86	0.975	0.800	5.61	5.96									
	同左		H27.12	14.88	2.93	1.151	0.586	7.00	6.76									

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「®」を付けている。

○宮城県告示第三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
名取市閑上字東須賀二の二（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

- 三 解除の理由
海岸保全施設用地とするため
 - 二一 解除予定保安林の所在場所
名取市閑上字東須賀二の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 三 解除の理由
海岸保全施設用地とするため
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び名取市役所に備え置

いて縦覧に供する。

○宮城県告示第三百五十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十八年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十八年三月二十八日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社梅本工務店 梅本 健	主たる営業所の所在地 仙台市泉区松森字斎兵衛十七番一号	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 般一二十六 第二万六十九号
-------------------------------------	--------------------------------	--

三 処分の内容

1 処分

一般建設業許可の取消し

2 取消範囲

建設業の営業の全部

四 処分の原因となった事実

被処分者の営業所の所在地を確認できず、平成二十八年二月二十三日付け宮城県告示第三百三十七号で告示したが、同日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかった。

○宮城県告示第三百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 河北桃生線

三 道路の区域

変更の区間

石巻市桃生町檜崎字新堀一三五番一地从先から
同市桃生町中津山字江下二二番地先まで

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
後	前	後	前			
B	A	B	A	六・〇 六六・四	二、九八三・六	Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
—	—	—	—	—	—	—

○宮城県告示第三百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 仙台三本木線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
後	前	後	前			
C	B	C	A	一八・〇 一八・〇	一、四二六・〇	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
一八・〇 八〇・〇	一四・〇 五二・〇	一八・〇 八〇・〇	六・〇 四三・〇	一、六八六・三	—	—

○宮城県告示第三百六十二号

村田町から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙南広域都市計画下水道

2 名称 村田町流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百六十三号

証紙条例（昭和三十三年宮城県条例第二十二号）第五条第一項第二号の規定により指定した次の証紙売りさばき人から売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	代表者	所 在 地	業務廃止年月日
シダックスフードサービス株式会社	代表取締役 志太 勤一	東京都調布市調布ヶ丘三丁目六番地三	平成二十八年三月三十一日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
黒川郡大衡村大衡字大童七番五、七番十六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
石巻市門脇字二番谷地十三番地の二百九十

株式会社店舗開発

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
岩沼市下野郷字菱沼五十六番五、五十六番六、五十六番七、六十五番四、同字新菱沼七十八番一
新潟県新潟市中央区日の出三丁目四番十五号
中越通運株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
名取市愛鳥笠島字市百四十番二、百四十一番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

二 仙台市宮城野区出花二丁目十五番地の五ロイヤルパレス中野栄一〇一

伊藤 仁史

企 業 局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年四月一日

宮城県公営企業管理者 犬 飼 章

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 水道用ポリ塩化アルミニウム（単価契約）
二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企業局公営事業課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年三月十八日
四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 カメイ株式会社 仙台市青葉区国分町三丁目一番十

八号

五 落札金額 二万円（一トン当たり）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十八年二月五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年四月一日

宮城県公営企業管理者 犬 飼 章

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 水道用粉末活性炭(単価契約)
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企業局公営事業課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年三月十八日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 小泉商事株式会社 大崎市古川飯川字十文字三十三番地
- 五 落札金額 百二十六円(一キログラム当たり)
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十八年二月五日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第八号

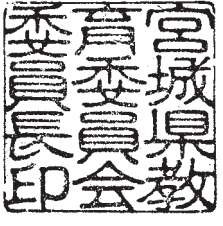
次のとおり一に掲げる公印を廃止し、二に掲げる公印を新調した。

平成二十八年四月一日


宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁


一 廃止公印の名称等

名称	宮城県教育委員会委員 長印
種類	委員長印
用途	一般縦書文書用
印影	
廃止年月日	平成二十八年 三月三十一日

二 新調公印の名称等

名称	宮城県教育委員会教育長職務代行委員印
種類	教育長職務代行委員印
用途	一般縦書文書用
印影	
使用開始年月日	平成二十八年 四月一日

名称	宮城県教育委員会委員 長印
種類	委員長印
用途	一般横書文書用
印影	
使用開始年月日	平成二十八年 三月三十一日

宮城県教育 委員会教育 長職務代行 委員印	教育長職務代 行委員印	一般横書文書用		平成二十八年 四月一日

選挙管理委員会

○宮選管告示第四十三号

平成二十八年三月二十四日開催の委員会において、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十七条第一項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

平成二十八年四月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(氏 名) (生 年 月 日)

伊 東 則 夫 昭和二十四年十月八日

(住 所) 仙台市青葉区藤松一六番六

○宮選管告示第四十四号

次の者を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十七条第三項の規定により宮城県選挙管理委員会委員長職務代理者に指定した。

平成二十八年四月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県選挙管理委員会

委員 齊 藤 幸 治

○宮選管告示第四十五号

公職選挙法第二百六十六条の規定により準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による提出書類等の閲覧及び写し等の交付に関する規程を次のように定める。

平成二十八年四月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

公職選挙法第二百六十六条の規定により準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による提出書類等の閲覧及び写し等の交付に関する規程

(規程の目的)

第一条 この規程は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第二百六十六条の規定により準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「行服法」という。）の施行に関し、手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(提出書類等の閲覧等の申請)

第二条 法第二百六十六条において読み替えて準用する行服法第三十八条第一項の規定による提出書類等の閲覧又は提出書類等の写し等の交付の求めは、提出書類等の閲覧・写し等の交付申請書（様式第一号）により行うものとする。

2 経済的困難により前項の交付に係る手数料を納入する資力が無いことを理由として当該手数料の減免を受けようとする者は、提出書類等の写し等の交付に係る手数料減免申請書（様式第二号）により申請しなければならない。

3 次の各号に掲げる事実を理由として前項の申請を行う者は、同項の申請書に添えて当該各号に掲げる書面を提出しなければならない。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていること 当該扶助を受けていることを証明する書面

二 その他の事実 当該事実を証明する書面
(手数料の納入)

第三条 準用する行服法第三十八条第一項の規定による提出書類等の写し等の交付（以下単に「提出書類等の写し等の交付」という。）に係る手数料は、手数料納入書（様式第三号）に宮城県収入証紙を貼付して納入しなければならない。

2 郵送により提出書類等の写し等の交付を受けようとする者は、当該郵送に要する費用に相当する額の郵便切手を貼付した封筒を当該交付に係る手数料納入書に添えて提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

提出書類等の閲覧・写し等の交付申請書

年 月 日

宮城県選挙管理委員会委員長 殿

住所及び氏名

(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

印

公職選挙法第216条において読み替えて準用する行政不服審査法第31条第1項の規定により、提出書類等の閲覧・写し等の交付を求めます。

1 閲覧・交付を求める提出書類等の写し等に係る異議申出 (審査申立)

(1) 異議申出 (審査申立) 年月日

(2) 異議申出人 (審査申立人) の氏名又は名称

(3) 異議申出 (審査申立) に係る処分等

2 閲覧・写し等の交付を求める提出書類等の内容

様式第2号 (第2条関係)

提出書類等の写し等の交付に係る手数料減免申請書

年 月 日

宮城県選挙管理委員会委員長 殿

住所及び氏名

(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

印

提出書類等の写し等の交付に係る手数料の全部又は一部を免除するように申請します。

1 交付を求める提出書類等の写し等に係る異議申出 (審査申立)

(1) 異議申出 (審査申立) 年月日

(2) 異議申出人 (審査申立人) の氏名又は名称

(3) 異議申出 (審査申立) に係る処分等

2 交付を求める提出書類等の写し等の内容

3 手数料の全部又は一部の免除を求める理由

様式第3号 (第3条関係)

年 月 日

手数料納入書

宮城県選挙管理委員会委員長 殿

住所及び氏名

(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

印

1 交付を求める提出書類等の写し等・提出資料の写し等の内容

2 納入する手数料の額

円

収入証紙貼付欄

Income certificate affixation area (empty box)

○宮選管告示第四十六号

政治資金規正法第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年四月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治資金規正法第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法第十九条の十六の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程(平成二十二年宮選管告示第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第六号中「昭和三十七年法律第六十号」を「平成二十六年法律第六十八号」に改め、「第六条」を削り、「六十日」を「三か月」に改め、「審査請求をすることができません」の下に「(なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して三か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して一年を経過した場合には審査請求をすることができません。)」を、「提起することができません」の下に、「(なお、決定があつたことを知った日から六か月以内であっても、決定の日から一年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができません。)」を加える。

別記様式第七号中「昭和三十七年法律第六十号」を「平成二十六年法律第六十八号」に改め、「第六条」を削り、「六十日」を「三か月」に改め、「審査請求をすることができません」の下に「(なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して三か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して一年を経過した場合には審査請求をすることができません。)」を、「提起することができません」の下に、「(なお、決定があつたことを知った日から六か月以内であっても、決定の日から一年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができません。)」を加える。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○宮選管告示第四十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条の規定により、平成二十七年十月二十五日執行の宮城県議会議員一般選挙における各候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があつたので、同法第百九十二条の規定により、その要旨を別冊のとおり公表する。

平成二十八年四月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第46号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条及び少年指導委員運営規程（昭和60年宮城県公安委員会規程第1号）第3条の規定により少年指導委員を次のとおり委嘱した。

なお、少年指導委員の委嘱（平成26年宮城県公安委員会告示第40号）、少年指導委員の委嘱（平成27年宮城県公安委員会告示第43号）は廃止する。

平成28年4月1日

宮城県公安委員会委員長 相澤 博彦

活動区域	少年指導委員の氏名及び住所
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年宮城県条例第32号。以下「条例」という。）別表に規定する宮城県仙台中央警察署の管轄区域	庄子博 仙台市青葉区大町1丁目1番22号
	竹田英子 仙台市青葉区土樋1丁目7番14-601号
	鈴木亮一 仙台市若林区清水小路1番地
	大場富美子 仙台市青葉区荒巻字青葉694番地の3
	小屋広和 仙台市泉区実沢字男生山8番27号
	渡辺俊子 仙台市青葉区川内亀岡町66番地の1
	伊藤博司 仙台市青葉区梅田町1番58号
	田中耕一 仙台市青葉区五橋1丁目1番45-209号
	横内朝子 仙台市若林区新寺1丁目6番8-1002号
	阿部馨一郎 仙台市泉区寺岡2丁目9番9号
村川隆 仙台市青葉区水の森3丁目27番24号	
白津智規 仙台市青葉区一番町4丁目4番23号	

条例別表に規定する宮城県仙台南警察署の管轄区域	眞砂俊雄 仙台市青葉区五橋1丁目1番45-418号
	神永久次郎 仙台市青葉区落合3丁目10番地の8
	東郷龍子 仙台市青葉区片平1丁目4番10-703号
	菊地厚子 仙台市青葉区本町2丁目19番15号
	松本佐喜代 仙台市青葉区五橋2丁目4番5-901号
	遠藤公子 仙台市青葉区立町16番22-1103号
	三上真理子 仙台市青葉区土樋1丁目7番14-501号
	黒澤彰 仙台市青葉区五橋2丁目4番5-304号
	沼田恵美子 仙台市太白区茂庭字梨野西22番地の3
	西村由起子 仙台市太白区郡山6丁目3番5-7号
条例別表に規定する宮城県仙台北警察署の管轄区域	松本廣 仙台市若林区荒町133番地の13
	相澤雅子 仙台市若林区一本杉町26番35号
	山尾運章 仙台市太白区秋保町湯元字薬師99番地
	鈴木宏一 仙台市太白区中田3丁目1番40号
	後藤てるみ 仙台市太白区柳生5丁目12番地の6
	玉生照明 仙台市青葉区八幡1丁目8番17号
	郷古みち子 仙台市青葉区川平1丁目10番10号
	澁谷佳宏 仙台市青葉区水の森2丁目17番23号
	中鉢敦子 仙台市青葉区吉成台1丁目8番17号
	遠藤美代子 仙台市若林区六丁の目北町7番1号

宮城県仙台東警察署の管轄区域	加藤 けい子	仙台市宮城野区白鳥2丁目22番19号
	米倉 啓子	仙台市宮城野区福田町1丁目12番14号
	大津 優子	仙台市宮城野区小田原1丁目7番20号
	小野 雅司	仙台市宮城野区原町2丁目5番52号
	山口 辰巳	仙台市宮城野区平成2丁目18番37号
	早坂 としえ	仙台市宮城野区福田町1丁目3番18号
	森 義道	仙台市宮城野区菅竹1丁目12番30号
	桂 島 多利男	仙台市泉区泉ヶ丘2丁目16番27号
	蝦名 博征	仙台市泉区柴山4丁目12番地の12
	高橋 司	仙台市泉区松森字明神1番地の8
	阿部 裕子	仙台市泉区泉ヶ丘1丁目20番地の2
	高橋 美喜子	仙台市泉区黒松1丁目21番地18号
	棟方 ふよ子	仙台市泉区松陵4丁目7番地の5
条例別表に規定する宮城県塩釜警察署の管轄区域	狭間 識	塩竈市尾島町27番27号
	斎藤 晴美	多賀城市伝上山3丁目16番22号
	佐藤 真紀子	塩竈市青葉ヶ丘5番6号
	鈴木 憲男	多賀城市高橋2丁目11番17号
	阿部 礼子	多賀城市町前3丁目3番5号
	高橋 和男	宮城県松島町高城字井戸下7番地の4
遠藤 敬一	宮城県七ヶ浜町花浜字安場23番地	
宮城県石巻警察署の管轄区域	阿部 健一	宮城県利府町菅谷字産野原16番地
	今野 忠義	名取市相互台2丁目13番地の7
	長谷川 太	名取市美田園6丁目8番地の22
	高橋 壽昭	黒川郡大和町吉岡南1丁目35番地の5
	堀 籠直子	黒川郡富谷町志戸田字野田31番地4
	福村 勉	石巻市開北1丁目9番29号
	佐藤 文廣	石巻市住吉町2丁目2番2号
	渡邊 正一	石巻市南中里3丁目3番15号
	八木 和広	石巻市広瀬字窪田35番地
	土井 健雄	東松島市赤井字館前117番地1
	酒井 恒雄	石巻市恵み野2丁目10番地23
	松本 久一郎	石巻市田道町2丁目3番26号
	佐藤 まき子	東松島市矢本字大溜71番地10
梁取 礼子	牡鹿郡女川町女川浜字日藏51番地1清水地区仮設住宅7-7	
高橋 寿也	石巻市鮎田字西境谷地17番地	
条例別表に規定する宮城県気仙沼警察署の管轄区域	齋藤 泰子	気仙沼市岩月千岩田245番地2
	境 由紀夫	気仙沼市福美町2番33号
	藤原 智	気仙沼市唐桑町中113番地1
	羽生 進	登米市中田町浅水字駒形123番地4
春日 とみ子	登米市中田町浅水字下川面10番地	
条例別表に規定する宮城県佐沼警察署の管轄区域	阿部 健一	宮城県利府町菅谷字産野原16番地
	今野 忠義	名取市相互台2丁目13番地の7
	長谷川 太	名取市美田園6丁目8番地の22
	高橋 壽昭	黒川郡大和町吉岡南1丁目35番地の5
	堀 籠直子	黒川郡富谷町志戸田字野田31番地4
	福村 勉	石巻市開北1丁目9番29号
	佐藤 文廣	石巻市住吉町2丁目2番2号
	渡邊 正一	石巻市南中里3丁目3番15号
	八木 和広	石巻市広瀬字窪田35番地
	土井 健雄	東松島市赤井字館前117番地1
	酒井 恒雄	石巻市恵み野2丁目10番地23
	松本 久一郎	石巻市田道町2丁目3番26号
	佐藤 まき子	東松島市矢本字大溜71番地10
梁取 礼子	牡鹿郡女川町女川浜字日藏51番地1清水地区仮設住宅7-7	
高橋 寿也	石巻市鮎田字西境谷地17番地	
条例別表に規定する宮城県気仙沼警察署の管轄区域	齋藤 泰子	気仙沼市岩月千岩田245番地2
	境 由紀夫	気仙沼市福美町2番33号
	藤原 智	気仙沼市唐桑町中113番地1
	羽生 進	登米市中田町浅水字駒形123番地4
春日 とみ子	登米市中田町浅水字下川面10番地	

条例別表に規定する宮城県登米警察署の管轄区域	尾形勝徳	登米市登米町寺池前舟橋90番地
	佐藤良吾	登米市豊里町佐野22番地6
条例別表に規定する宮城県河北警察署の管轄区域	今野千代以	石巻市北上町女川字蔵和田45番地
	山崎佳彦	石巻市飯野字宮下南117番地
条例別表に規定する宮城県南三陸警察署の管轄区域	佐藤ふみゑ	本吉郡南三陸町志津川字廻館15番地119
	佐野たつ子	本吉郡南三陸町志津川字廻館15番地74
条例別表に規定する宮城県古川警察署の管轄区域	浅野拓志	大崎市古川栄町2番21号
	遠山昇	大崎市鹿島台木間塚字久戸1番地
条例別表に規定する宮城県遠田警察署の管轄区域	鈴木和江	大崎市古川馬鞆字不動2番地
	遠藤篤勇	大崎市田尻大嶺字百塚18番地
条例別表に規定する宮城県遠田警察署の管轄区域	野宮政利	大崎市古川中里5丁目9番24号
	中條隆	大崎市古川大奥56番地
条例別表に規定する宮城県若柳警察署の管轄区域	平塚信志	遠田郡涌谷町涌谷字小人町17番地
	渡辺恵里子	遠田郡美里町北浦字山前1番地97
条例別表に規定する宮城県築館警察署の管轄区域	莊司大功	栗原市岩柳字川南町浦96番地
	伊藤庸一	栗原市栗駒沼倉法華堂70番地
条例別表に規定する宮城県鳴子警察署の管轄区域	真山信治	栗原市高清水要の森79番地
	齋藤芳幸	栗原市一迫真坂字清水小畑前19番地3
条例別表に規定する宮城県鳴子警察署の管轄区域	高橋陽子	大崎市鳴子御全鬼首字蟹沢18番地1
	小野正則	大崎市岩出山上野目字寺田51番地3

条例別表に規定する宮城県加美警察署の管轄区域	佐々木みね子	加美郡色麻町高城字上の原47番地3
	早坂宣治	加美郡加美町谷地森字鴨屋敷7番地
条例別表に規定する宮城県大河原警察署の管轄区域	加茂康子	柴田郡柴田町上名生字新大原141番地2
	佐藤茂嘉	柴田郡大河原町字荒町59番地1
条例別表に規定する宮城県白石警察署の管轄区域	石井利江	柴田郡川崎町大字前川字松葉森山112番地6
	丹羽宜博	柴田郡大河原町字町254番地
条例別表に規定する宮城県角田警察署の管轄区域	三浦あき子	柴田郡村田町大字小泉字鼓崎127番地7
	加納敏隆	柴田郡柴田町船岡西2丁目15番地13
条例別表に規定する宮城県亶理警察署の管轄区域	山崎正三	白石市字堂場前145番地
	佐藤文比古	白石市益岡町1番17号
条例別表に規定する宮城県亶理警察署の管轄区域	半澤洋子	白石市大平中目字威徳寺前1番地
	前山哲	伊具郡丸森町字町東80番地
条例別表に規定する宮城県亶理警察署の管轄区域	氏家清裕	角田市尾山字横町49番地
	南條義則	岩沼市字大和1158番地
条例別表に規定する宮城県亶理警察署の管轄区域	玉田俊一	亶理郡亶理町長瀨字長井戸41番地